

事務連絡
令和5年12月13日

各
〔都道府県〕 民政主管部（局）
〔市町村〕 障害保健福祉主管部（局） 御中
〔特別区〕 介護保険主管部（局）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」
の改訂について（周知）

健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、令和3年10月からオンライン資格確認の運用が開始され、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあります。

政府としては、国民の皆様にこうしたデジタル化のメリットを享受していただけるよう、マイナンバーカードを取得いただくための環境整備に取り組んでおり、その一環として、施設・支援団体等の皆様に御活用いただけるマニュアルを作成したところです。

マイナンバーカードの暗証番号の設定・管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードを利用いただけるよう、顔認証マイナンバーカードの申請受付・交付が12月15日から開始されることを踏まえ、今般、別添1のとおりマニュアルを改訂し、関係団体等に周知したところです。貴部局におかれましても御承知おきください。なお、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの医療機関・薬局での利用については、厚生労働省から、医療関係団体宛てに別添2のとおりお知らせしているところですので、併せて御参照ください。